



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 20 日(火)
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例 (50) (医療政策課) 4
◇ 規 則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (66) (企業局経営企画課) 5
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (67) (病院局総務課) 6
	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する 規則 (68) (長寿社会課) 7
	医療法施行細則の一部を改正する規則 (69) (医療政策課) 14
	鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (70) (農地・水保全課) 16
	鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則を廃止する規則 (71) (水産課) 18

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医療法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 病院の施設について定めた規定中引用する医療法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成30年12月1日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部が改正され、サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人ホームが追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを加える。
- (2) 本体施設が養護老人ホームである場合のサテライト型養護老人ホームにおいて置かないことができる人員を定める。
- (3) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員は、常勤であることを要しないこととする。
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）等を行う養護老人ホームにおける看護職員は、常勤であることを要しないこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布の日とする。

◇医療法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

医療法施行規則の一部が改正され、病院、診療所又は助産所の開設者が他の病院、診療所又は助産所の管理の許可を受けようとするときの申請書の記載事項が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書の様式を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

畑地帯総合整備事業において、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯における担い手育成畑地帯総合整備事業を実施すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行う担い手育成畑地帯総合整備事業に係る各年度の分担金の総額は、工事費の100分の7.5に相当する額とする。
- (2) 次のとおり畑地帯総合整備事業に係る各年度の分担金の総額を引き下げる。
 - ア 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区） 工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費

- 用を除く。)の100分の12.5(現行 100分の15)に相当する額
- イ (1)、ア及び中山間地域所得向上支援対策以外の畑地帯総合整備事業 工事費の100分の12.5(現行100分の15)に相当する額
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とし、平成30年度分の県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金から適用する。

◇鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則を廃止する規則

1 規則の廃止理由

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、平成31年4月1日から、鳥取県立とっとり賀露かっこ館に指定管理者制度が導入され、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理に関する事項は指定管理者が定めるものとされたことから、鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

条 例

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の施設）</p> <p>第6条 病院は、法第21条第1項第2号から第11号までに掲げる施設のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。</p> <p>（1）消毒施設（<u>法第15条の3第2項</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）</p> <p>（2）洗濯施設（<u>法第15条の3第2項</u>の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（病院の施設）</p> <p>第6条 病院は、法第21条第1項第2号から第11号までに掲げる施設のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。</p> <p>（1）消毒施設（<u>法第15条の2</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）</p> <p>（2）洗濯施設（<u>法第15条の2</u>の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係るものを除く。）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第49号）の施行期日は、平成30年12月2日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第38号）の施行期日は、平成30年12月16日とする。

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 この規則において「入所者数」とは、前年度の入所者の数の平均値（新規設置又は再開の場合は、推定数）をいう。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。</p> <p>(3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の従業者で定期的に協議し、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者については、入所の措置の解除を市町村長に求めること。また、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、居宅サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供等を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び条例で使用する用語の例による。</p> <p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。</u></p> <p>(3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の従業者で定期的に協議し、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者については、入所の措置の解除を市町村長に求めること。また、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、<u>介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供等を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</u></p> <p>(4) 略</p>

2 略

別表第1 (第3条関係)

区分	基準
職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上。ただし、<u>指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。)</u>を行う施設にあっては、1人減らすことができる。</p> <p>(3) 支援員 常勤換算をして一般入所者数(前年度の一般入所者(指定特定施設入居者生活介護等の提供を受けていない入所者をいう。)の数の平均値(新規設置又は再開の場合は、推定数)をいう。以下同じ。)を15で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 前号(2)から(4)までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障がいのある入所者が入所定員の7割を超える施設(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置く生活相談員、支援員及び看護職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に1を加えた人数以上。ただし、<u>指定特定施設入居</u></p>

2 略

別表第1 (第3条関係)

区分	基準
職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上。ただし、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)</u>にあっては、1人減らすことができる。</p> <p>(3) 支援員 常勤換算をして一般入所者数を15で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 前号(2)から(4)までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障がいのある入所者が入所定員の7割を超える施設(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置く生活相談員、支援員及び看護職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に1を加えた人数以上。ただし、<u>外部サービス利用</u></p>

者生活介護等を行う施設にあっては、1人減らすことができる。

(2)・(3) 略

3 略

4 サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。

5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

養護老人ホーム	栄養士	栄養士
	調理員又は事務員	調理員又は事務員
介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員
	略	
略		

6 略

7 主任生活相談員のうち1人は、常勤であること。ただし、サテライト型養護老人ホーム（盲養護老人ホーム等を除く。）にあっては、この限りでない。

8 略

9 看護職員のうち1人は、常勤であ

型養護老人ホームにあっては、1人減らすことができる。

(2)・(3) 略

3 略

4 サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。

5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員
	略	
略		

6 略

7 主任生活相談員のうち1人は、常勤であること。

8 略

9 看護職員のうち1人は、常勤であ

	<p>ること。ただし、サテライト型養護老人ホーム（<u>盲養護老人ホーム等を除く。</u>）又は<u>指定特定施設入居者生活介護等（介護保険法第8条第11項又は同法第8条の2第9項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者が行うものを除く。）</u>を行う養護老人ホーム（<u>盲養護老人ホーム等を除く。</u>）にあつては、この限りではない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第13号の規定にかかわらず、主任生活相談員のうち1人は、専らその職務に従事すること。ただし、<u>指定特定施設入居者生活介護等を行う施設にあつては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設が行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、サテライト型養護老人ホーム（盲養護老人ホーム等を除く。）</u>にあつては、この限りでない。</p>		<p>ること。ただし、サテライト型養護老人ホームにあつては、この限りでない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第13号の規定にかかわらず、主任生活相談員のうち1人は、専らその職務に従事すること。ただし、<u>外部サービス利用型養護老人ホームの主任生活相談員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の職務に従事することができる。</u></p>
略	略		
<p>サービスの提供</p>	<p>1 略</p> <p>2 生活相談員（生活相談員が置かれていない<u>指定特定施設入居者生活介護等を行う施設</u>にあつては、主任支援員）に、処遇に関する計画を作成させ、又は入所者の処遇の状況等を勘案して必要な計画の見直しを行わせ、計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>（1）入所者が居宅サービス等を利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 略</p> <p>2 生活相談員（生活相談員が置かれていない<u>外部サービス利用型養護老人ホーム</u>にあつては、主任支援員）に、処遇に関する計画を作成させ、又は入所者の処遇の状況等を勘案して必要な計画の見直しを行わせ、計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>（1）入所者が<u>介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）</u>を利用する場合は、<u>同法第8条24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介</u></p>

<p>(2)・(3) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>12 要介護認定の申請等の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに適切な支援を行うこと。</p> <p>13～15 略</p> <p>16 入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>17～23 略</p>	<p>介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>12 <u>介護保険法第19条第1項に規定する</u>要介護認定の申請等の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに適切な支援を行うこと。</p> <p>13～15 略</p> <p>16 入所者が<u>介護保険法第2条第1項に規定する</u>要介護状態等となった場合には、その心身の状況、環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>17～23 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>備考</u></p> <p>1 この表において「入所者数」とは、前年度の入所者の数の平均値（新規設置又は再開の場合は、推定数）をいう。</p> <p>2 この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、<u>介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスであって、同法第8条第11項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が行うものをいう。</u></p> <p>3 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、<u>介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスであって、同法第8条の2第9項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が行うものをいう。</u></p> <p>4 この表において「一般入所者数」とは、前年度</p>	

の一般入所者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていない入所者をいう。）の数の平均値（新規設置又は再開の場合は、推定数）をいう。

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービスに係る指定地域密着型サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の数が <u>介護保険法第78条の4第1項又は同法第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数に関する基準を満たしているときは、施設の従業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができること。</u>
略	
サービスの提供	1 運営に当たっては、入所者、その家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 <u>介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは同条第23項に規定する複合型サービスに係る同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の数が同法第78条の4第1項又は同法第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数に関する基準を満たしているときは、施設の従業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができること。</u>
略	
サービスの提供	1 運営に当たっては、入所者、その家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する <u>介護保険法第115条の46第1項に規定する</u> 地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

2 略	2 略
-----	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）及び鳥取県医療法施行条例（<u>平成24年鳥取県条例第82号</u>。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理兼務許可申請書)</p> <p>第12条 <u>規則第9条第1項</u>の規定による2箇所以上管理兼務許可申請書は、第15号様式による。</p> <p>(診療用エックス線装置の変更等)</p> <p>第20条 <u>規則第29条第1項</u>に規定する届出書は、<u>第20号様式又は第21号様式</u>のとおりとする。</p> <p>第15号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>第19号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様 管理者住所</p>	病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書		略		5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法	略	6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定		略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）及び鳥取県医療法施行条例（<u>昭和24年鳥取県条例第82号</u>。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理兼務許可申請書)</p> <p>第12条 <u>規則第9条</u>の規定による2箇所以上管理兼務許可申請書は、第15号様式による。</p> <p>(診療用エックス線装置の変更等)</p> <p>第20条 <u>規則第29条第1項</u>に規定する届出書は、<u>第22号様式又は第25号様式</u>のとおりとする。</p> <p>第15号様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定</td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> <p>第19号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様 管理者住所</p>	病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書		略		5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法	略	6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定		略	
病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書																					
略																					
5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法	略																				
6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定																					
略																					
病院（診療所、助産所）管理兼務許可申請書																					
略																					
5 管理する病院、診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間、方法	略																				
6 医療法第12条第2項各号のうち該当する規定																					
略																					

<p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">診療用エックス線装置設置届</p> <p>下記のとおり診療用エックス線装置を設置したの で、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>2 装置の製作者名 型式 用途 台数</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">エックス線管回路最大電圧 KVP</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>エックス線診療室図 略</p> <p>注 略</p>	略	2 装置の製作者名 型式 用途 台数	エックス線管回路最大電圧 KVP	略	<p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">診療用エックス線装置設置届</p> <p>下記のとおり診療用エックス線装置を設置したの で、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td>2 装置の製作名 型式 用途</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">エックス線管回路最大電圧 KVP</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>エックス線診療室図 略</p> <p>注 略</p>	略	2 装置の製作名 型式 用途	エックス線管回路最大電圧 KVP	略
略									
2 装置の製作者名 型式 用途 台数									
エックス線管回路最大電圧 KVP									
略									
略									
2 装置の製作名 型式 用途									
エックス線管回路最大電圧 KVP									
略									

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第70号

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
2 畑地帯総合整備事業		2 畑地帯総合整備事業	
(1) <u>振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行う担い手育成畑地帯総合整備事業</u>	工事費の <u>100分の7.5</u> に相当する額	(1) 担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の <u>100分の15</u> に相当する額
(2) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の <u>100分の12.5</u> に相当する額	(2) <u>畑地帯総合整備事業（弓浜地区）</u>	工事費の100分の7.5に相当する額
(3) 中山間地域所得向上支援対策	工事費の100分の7.5に相当する額	(3) 畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の <u>100分の15</u> に相当する額
(4) 畑地帯総合整備事業（(1)から(3)までに掲げるものを除	工事費の <u>100分の12.5</u> に相当する額	(4) 中山間地域所得向上支援対策（ <u>大山地区</u> ）	工事費の100分の7.5に相当する額
		(5) 畑地帯総合整備事業（(1)から(4)までに掲げるものを除	工事費の <u>100分の15</u> に相当する額

く。)		く。)	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成30年度分の県営土地改良事業の施行として行われた工事に係る分担金から適用する。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第71号

鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則を廃止する規則

鳥取県立とっとり賀露かっこ館管理規則（平成15年鳥取県規則第73号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。